

# 財 産 目 録

財産目録は、まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものである。

財産目録に付すべき価額については、昭和44年の最高裁判所の判決における「協同組合の組合員が組合から脱退した場合における持分計算の基礎となる組合財産の基礎となる価額の評価は、所論のように組合の損益計算の目的で作成されたいわゆる帳簿価額によるべきでなく、協同組合としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきものと解するのが相当である。」に従い、処分換価価額に改訂すべきかについて検討されたが、当時は時価会計が行われていなかったため、従来からの取得原価基準による財産目録の作成を継続することにしてきた。

平成13年に会計制度に時価会計が導入されたことから、第7回（平成13年11月）会計基準改訂に際して、再度時価への改正を検討した。その結果、取得原価基準による貸借対照表の価額を、財産目録に移記するが、財産目録の脚注に時価による組合正味財産の価額を表示することにした。

今回、会計処理に関する規定が盛り込まれた中協法規則が公布されたが、同規則第56条第2項では、財産目録に計上すべき財産については、第103条（資産の評価）により取得価額を付することとされた。このため、財産目録の作成方法は、従来どおり、取得原価基準であり、一部の名称等の変更を除いて改訂はない。

## 【作成上の留意点】

- (1) 財産目録は、貸借対照表と同一科目を使用すること。
- (2) 単位の円表示に代えて¥マークを使用することができる。他の決算諸表についても同様である。
- (3) 貸倒引当金は、個々の主たる勘定ごとに控除して示すことができる。
- (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債（長期を含む。）の科目については、税効果会計を適用した場合に使用する（貸借対照表において同じ。）。

**財 産 目 録**  
令和 年 月 日

(資 産 の 部)

I 流 動 資 産	円
1 現 金	× × × ×
2 預 金	
(1) 当 座 預 金 商工中金〇〇支店	× × × ×
(2) 当 座 預 金 〇〇銀行〇〇支店	× × × ×
(3) 普 通 預 金 商工中金〇〇支店	× × × ×
(4) 振 替 貯 金 〇〇郵便局	× × × ×
(5) 通 知 預 金 〇〇銀行〇〇支店	× × × ×
(6) 定 期 預 金 〇〇信用組合本店	× × × ×
(7) 定 期 預 金 〇〇銀行〇〇支店	<u>× × × ×</u> × × × ×
3 受 取 手 形	
(1) 約 束 手 形 〇〇通	× × × ×
(2) 為 替 手 形 〇〇通	<u>× × × ×</u> × × × ×
4 売 掛 金	
(1) 組 合 員 売 掛 金 〇〇口	× × ×
(2) そ の 他 の 売 掛 金 〇〇口	<u>× × ×</u> × × ×
5 有 価 証 券	
(1) 商 工 債 権 〇〇円券〇枚	× × ×
(2) 〇〇会 社 株 券 〇〇株券〇枚	<u>× × ×</u> × × ×
6 未 収 金	
(1) 未 収 賦 課 金 〇〇口	× × ×
(2) そ の 他 の 未 収 金 〇〇口	<u>× × ×</u> × × ×
7 未 収 収 益	
(1) 未 収 貸 付 利 息 〇〇口	× × ×
8 貸 付 金	
(1) 証 書 貸 付 金 〇〇口	× × ×
(2) 手 形 貸 付 金 〇〇口	× × ×
(3) 手 形 割 引 貸 付 金 〇〇口	<u>× × ×</u> × × ×
9 商 品	× × × ×
10 製 品	× × × ×
11 半 製 品	× × × ×
12 原 材 料	× × × ×
13 仕 掛 品	× × × ×
14 副 産 物	× × × ×
15 貯 蔵 品	× × × ×

16	立替金			
(1)	組合員立替金		×××	
(2)	その他の立替金		<u>×××</u>	×××
17	前渡金			
(1)	組合員前受金	〇〇口	×××	
(2)	その他の前渡金	〇〇口	<u>×××</u>	×××
18	前払費用			
(1)	未経過保険料	火災保険料未経過分	×××	
(2)	未経過支払利息	借入利息未経過分	×××	
(3)	未経過賃借料	地代未経過分	<u>×××</u>	××××
19	貸倒引当金			
(1)	売掛金引当分		△××××	
(2)	貸付金引当分		<u>△××××</u>	<u>△××××</u>
	流動資産計			×××××

## II 固定資産

### i 有形固定資産

1	建物		取得価額	償却累計額	
(1)	事務所	〇棟延〇〇㎡	××××	×××	
(2)	工場	〇棟延〇〇㎡	<u>××××</u>	<u>×××</u>	
	計		<u>××××</u>	<u>×××</u>	××××
2	建物付属設備	〇〇点	××××	×××	××××
3	構築物	〇〇点	××××	×××	××××
4	機械装置	〇〇点	××××	×××	××××
5	車両運搬具	〇〇点	××××	×××	××××
6	工具	〇〇点	××××	×××	××××
7	器具備品	〇〇点	××××	×××	××××
8	土地			取得価額	
(1)	〇〇市〇〇町〇〇	事務所敷地〇〇㎡		××××	
(2)	〇〇市〇〇町〇〇	工場敷地 〇〇㎡		<u>××××</u>	××××
9	建設仮勘定				
(1)	工場建物	延〇〇㎡		××××	
(2)	〇〇設備	〇〇点		<u>××××</u>	<u>××××</u>
	有形固定資産計				××××

### ii 無形固定資産

1	借地権	〇〇市〇〇町〇〇	工場敷地〇〇㎡		×××
2	借家(借室)権	取得価額×××	償却累計額××		×××
3	電話加入権	〇〇本分			<u>××××</u>
	無形固定資産計				××××

iii 外部出資その他の資産

1 差入敷金	〇〇〇敷金	〇〇口		×××
2 差入保証金	〇〇〇保証金	〇〇口		×××
3 長期前払費用				
(1) 未経過保険料			×××	
(2) 未経過支払利息			×××	
(3) 未経過賃借料			<u>×××</u>	×××
4 外部出資金				
(1) 商工中金出資金	〇〇口	額面×××	払込額×××	
(2) 〇〇連合会出資金	〇〇口	額面×××	払込額×××	×××
5 退職給与引当資産	信託預金	〇〇信託銀行	〇〇支店	×××
	外部出資その他の資産計			<u>××××</u>
	固定資産計			×××××

III 繰延資産

1 創立費	総支出額××××	償却累計額×××		××××
2 施設負担金	総支出額××××	償却累計額×××		××××
	繰延資産計			<u>××××</u>
	資産合計			×××××

(負債の部)

I 流動負債

1 支払手形				
(1) 約束手形	〇〇通		××××	
(2) 引受為替手形	〇〇通		×××	××××
2 買掛金	〇〇口			××××
3 短期借入金				
(1) 商工中金	〇〇支店	〇〇口	××××	
(2) 〇〇銀行	〇〇支店	〇〇口	<u>××××</u>	××××
4 転貸借入金				
(1) 商工中金	〇〇支店	〇〇口	××××	
(2) 〇〇銀行	〇〇支店	〇〇口	<u>××××</u>	××××
5 未払金				
(1) 未払租税公課			×××	
(2) 未払持分			×××	
(3) 未払配当金			×××	
(4) 未払消費税			<u>×××</u>	××××
6 未払費用				

(1) 未払給与	〇月〇日～〇月〇日分	×××	
(2) 未払賃借料	土地・家屋賃借料経過分	×××	
(3) 未払支払利息	借入金利息経過分	<u>×××</u>	××××
7 前受金			
(1) 組合員前受金	〇〇口	×××	
(2) その他前受金	〇〇口	<u>×××</u>	××××
8 預り金			
(1) 組合員預り金	〇〇口	×××	
(2) 役職員預り金	〇〇口	<u>×××</u>	××××
9 仮受賦課金	教育情報事業費次年度繰越分		××××
10 前受収益			
(1) 前受貸付利息	貸付利息未経過分〇〇口	×××	
(2) 前受手数料	手数料未経過分〇〇口	×××	××××
11 賞与引当金			××××
12 未払法人税等	当期確定分		<u>××××</u>
流動負債計			××××

## II 固定負債

1 長期借入金			
(1) 商工中金〇〇支店	〇〇口	×××	
(2) 〇〇銀行〇〇支店	〇〇口	<u>×××</u>	××××
2 都道府県等借入金	〇〇年度中小企業高度化資金		××××
3 組合員長期借入金	〇〇口		××××
4 長期未払金	〇〇工場建設未払金		××××
5 退職給与引当金			<u>××××</u>
固定負債計			<u>××××</u>
負債合計			<u>×××××</u>

(正味資産の部)

I 正味資産	<u>×××××</u>
--------	--------------

(注)

1 時価評価による組合正味資産の価額は××××である。

なお、時価評価額の計算は、土地については固定資産税評価額倍率方式を採用し、建物等については簿価から過去の減価償却不足累計額を控除した額にした。

令和〇〇年度土地固定資産税評価額 ××××

土地時価相当額 × × × ×

(固定資産税評価額を時価の〇〇%程度とみて、固定資産税評価額を〇〇%で除して時価評価額に還元する方法を行った。)

※ 土地の時価評価の方法には、本例のほか、相続税評価額や公示価格を基準とする方法、不動産鑑定士の鑑定による方法などがある。

令和〇〇年度建物等期末帳簿価額 × × × ×

減価償却不足累計額 × × × ×

差引建物等時価相当額 × × × ×

2 固定資産△△△△の償却累計額の中には、次のものが含まれる。

減価償却累計額 × × × ×

減損損失累計額 × × × ×

圧縮記帳繰入額 × × × ×

3 土地の場合は土地の取得価額から控除した圧縮記帳繰入額 × × × ×